

「さいたま公民連携コミュニティ」制度

(1) 目的

- ・さいたま市では、企業・各種団体等の公民連携に関する知識習得や市との意見交換を円滑に行うことができるようにするために、「さいたま公民連携コミュニティ」が平成25年に設置された。これは、市における公民連携の取組を広く情報発信するとともに、参加者が公民連携に関する知識やスキルを習得し、市との意見交換等を行うことを目的に集まる「参加型のコミュニティ」と位置づけられている。

(2) 参加者、対象者

- ・さいたま市における公民連携の向上の観点から、平成25年度からの3カ年については、公民連携コミュニティの参加者は、「市内の企業・団体等」を対象に実施するものとされている。具体的には下記のとおり。
 - 市内に本店、支店、営業所、事業所、事務所を有する団体
 - 法人格を持たない個人事業主においても、事務所等が市内であれば参加可

(3) 事業内容

- ・公民連携コミュニティの主な事業は、市主催によるセミナーの開催が中心となっている。セミナーのテーマは、公民連携に関する基礎的な知識や最新の動向、先進事例や他の自治体における取組事例、さいたま市提案型公共サービス公民連携制度※の事例などとなっている（セミナーへの参加は原則として無料）。
- ・また、アンケートや公民連携に関する相談窓口の開設などによ

り、市と参加者が、公民連携に関する意見交換やコミュニケーションを図るものとなっている。

※：さいたま市提案型公共サービス公民連携制度

…市が現在行っている事業を対象に、民間からの知恵やアイデア、創意工夫を生かした提案を受け、コストやサービスの質に優れた提案を事業化し、より充実した質の高い市民サービスの提供を目指す制度。



図 年度別実施事項一覧

(出典：さいたま市ホームページ)